

第 2 期 中 長 期 計 画

平成 2 6 年度～平成 3 0 年度

社会福祉法人 ひまわり福祉会

目 次

中長期計画の策定にあたって	2
1 中長期事業計画策定について	3
2 法人基本理念	5
3 これまでの成果と課題	6
4 計画の構成	7
5 計画の推進	8
[事業本部計画]	
1 施設整備計画	10
2 職員配置計画	12
3 職員給与の適正化	13
4 重点項目と基本施策	14
[尾張旭圏域施設計画]	
1 ひまわり	16
2 くすの木	17
[名古屋圏域施設計画]	
1 杜の家	18
2 ひまわりの風	21
[相談支援事業]	
ひまわり・くすの木・杜の家・ひまわりの風	24
[障害者就業・生活支援センター]	
アクト	25
[中長期資金の見通し]	
資金計算書	26

[中長期計画の策定にあたって]

平成3年8月に創設された、ひまわり福祉会は、平成23年度には20周年記念式典を行いました。職員一人一人が、理念に則り障がい者支援を実践していくための決意を新たにしたところでございます。当法人は、これまで、尾張旭市と名古屋市名東区を中心に、一步一步、事業を拡大し、現在に至っております。

そして、これまで様々な困難に直面することも多々ありましたが、利用者様、ご家族、行政の理解と地域の協力を得ながら、障害福祉サービスを実践してまいりましたことにつきましては、感謝の気持ちでいっぱいです。特に第一期中長期計画においては、「ネットワークひまわり」によって、法人事務機能センターが完成し、適正な法人運営を行うべく、会議や研修が計画的に実施されています。

「障害者の権利に関する条約」の批准及び障がい福祉をとりまく制度改正等が行われましたが、当法人としては、組織力を高め、経営体質を強化するために、平成25年度から「第2期中長期計画」の策定及び準備期間としました。そして、過去の「第1期中長期計画」を踏まえ、地域行政の地域障害福祉計画とも連動させながら、より充実させたものとするため、多くの職員が参加し、策定に取り組みました。

当法人の理念のひとつである「ひとりひとりが望むその人らしい生活」を支援していくために、今後も多くの方のお力をお借りしながら、地域に信頼され、地域に貢献できる社会福祉法人として、今後ますます努力してまいりますので、更なるご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成26年4月

社会福祉法人 ひまわり福祉会
理事長 谷口 紀樹

1 中長期事業計画策定について

(1) 計画策定の趣旨

障がい者福祉サービス制度は、平成15年4月より措置から契約への移行にともない、障がい者本人、家族、さらに障がい福祉事業全体への変革をもたらした。その後、厚生労働省から発表されたグランドデザイン、平成18年施行の、障害者自立支援法、さらに、同年12月に第61回国連総会において採択された「障害のある人の権利に関する条約」、これまで様々な法律が整備され、平成26年1月に我が国において批准された。

障がい者福祉サービス提供機関をはじめとする関係者は、度重なる制度変更により、疲弊しきった状況の下、将来への不安等を軽減すべく各自法人の今後の方向性を模索し、事業運営の綿密な計画と実行及び検証を行いながら厳しい経営努力を強いられていると言っても過言ではない。

平成24年6月に障害者総合支援法が成立し、平成25年4月からスタートしたが、平成26年4月より、障害程度区分改め、「障害支援区分」への変更。また、ケアホーム事業を廃止し、グループホームに一元化されていくのである。そして、平成27年度には、報酬改定をはじめ、新会計基準への全面移行等、近い未来に向けた制度設計は着々と進んでいる。

平成18年度に施行された、障害者自立支援法により、精神障害者も障害福祉サービス利用対象となり、「三障がい一元化」が行われた。当法人では、措置の頃より知的障がい者、身体障がい者への福祉サービスを中心に運営してきた強みがある。しかし、児童及び精神障がい者への福祉サービス提供事業へは着手していない。今後ますます、専門機関として、また貴重な社会資源として社会福祉法人の社会的責任が問われるようになってきている。今後更に、株式会社やNPO法人の実施する福祉サービスとの連携や専門機関として、独自の役割を追求し、地域社会に必要な資源として、法人理念に則り、地域で障がいがあってもなくても、希望する暮らしの実現に向けた支援、共生社会を推進するための原動力となるべく、ひまわり福祉会の中長期計画を策定しなければならない。

当法人では、平成19年度から平成23年度まで（5年間）の中長期計画（以下「第1期中長期計画」という。）を策定し、事業運営に取り組んできた。第2期中長期計画は、第1期中長期計画の趣旨を継承し、その内容を精査しながらより実効性の高い計画に見直していくこととする。そして、平成23年8月5日に公布された、障害者基本法の改正法により、障がい者の「居場所」と「出番」のある「全員参加型」の地域社会における共生社会の実現に向け、障がいがあっても当たり前前に地域で暮らし、社会の一員としてともに生活できる社会を実現するために、法人として、これまでの経験を踏まえ、精神障がい者や発達障がい者等への支援施策の推進を図るための検討をはじめ、改築等現行事業を安定的に継続していくための検討、高齢障がい者への支援、地域福祉ニーズ等への対応の方向性を検討していくこととする。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、基本理念の実現にむけた具体的な目標及びそれを達成するための中長期計画である。従って、計画を着実に実践し目標を達成することが重要となる。そのためには、単年度の各施設の事業計画にも目標が連鎖していくことで、取り組みがより具体化していくことが必要である。

(3) 計画の期間

本計画は、平成26年度から平成30年度までの5年間とする。なお、今後も計画や地域ニーズ、介護給付費等の報酬改訂や制度改正の内容について十分に分析し、計画策定後も柔軟な見直しをおこなっていくこととする。

(4) 策定方針

①透明性の確保

中長期計画は、法人全体の向こう5年間の事業運営の方向性をきめるものであり、計画策定段階から法人全体の合意を得ることが重要である。そのため、役員会だけではなく、法人職員にも機会ある事に進捗状況を開示し、広く意見を聴取することで透明性を確保していく。

②地域社会の福祉ニーズへの社会福祉法人としての対応

中長期計画は、社会福祉法人としての理念や目的を推進していくために、地域との関係を強化し、自立支援協議会等による意見や地域住民の福祉ニーズに対応するため積極的に働きかけ、地域社会のなかの法人としての役割意識を高めていく。

③実効性の確保

中長期計画は、作ること自体が目的ではなく、計画に掲げた課題を解決し、成果を上げることが重要である。したがって、課題解決に向けた取り組みは実効性の高いものであるとともに、目標達成状況について評価を行う。

2 法人基本理念

当法人の基本理念は、平成18年度より施行された、障害者自立支援法を機に、ひまわり福祉会が目指すべき方向性を明確にするために制定したものである。

また、基本方針については、基本理念をより理解しやすく工夫し、ひまわり福祉会の基本姿勢を示したものである。

[基本理念]

ひまわり福祉会は、利用者ひとりひとりが望むその人らしい生活を支援し、利用者から信頼され、地域に貢献できる法人を目指し、全ての人々に対し開かれた、透明で健全かつ活力ある法人作りを行います。

[基本方針]

- 一 私たちは、利用者の人権及び自己選択・自己決定を尊重した福祉サービス提供の実現を目指します。
- 一 私たちは、相談支援や地域自立支援協議会を通じ、地域における福祉ニーズを知り、地域福祉増進のために積極的に対応していきます。
- 一 私たちは、健全な法人経営を行うため、透明性を確保し、相互に情報を共有しネットワーク機能を向上していきます。
- 一 私たちは、福祉サービスの質の向上のために、経験に応じた研修を計画的に行い、専門性を向上していきます。
- 一 私たちは、笑顔あふれる人間関係を構築し、職員ひとりひとりが生き生きと働きがいのある職場づくりを目指します。

3 これまでの成果と課題整理

尾張旭市の障がいのある子どもの保護者が中心となり、尾張旭市手をつなぐ親の会を設立し、地域住民及び尾張旭市、また尾張旭市社会福祉協議のご協力により、平成3年8月に社会福祉法人ひまわり福祉会が創設された。そして平成4年4月より知的障害者通所授産施設「ひまわり作業所」を開所し社会福祉事業の展開が始まった。7年後の平成11年4月に「杜の家」、「ひまわりの風」の入所施設が名古屋市名東区に開所し、ひまわり福祉会は、急成長をとげた。そして、平成18年4月には、尾張旭市より市立の身体障害者通所授産施設「くすの木苑」が移管され、相談支援事業の強化、就労支援の強化が図られてきた。

法制度としては、平成15年度の支援費制度により措置時代が終わり、平成18年度には、障害者自立支援法が施行され障害者の地域移行の推進、就労支援の推進、三障害一元化、そして利用者への応益負担、障害程度区分によるサービス再編成などが実施された。とくに、社会福祉法人も運営から経営の価値基準が求められるようになった。

こうした制度を受け、当法人では生活支援において、グループホームの拡充策を展開し、平成18年から現在まで、尾張旭市に3ユニット、名古屋地区に5ユニットを開設してきた。また、日中支援においては、平成19年から、就労支援事業を開始し、平成21年4月には、就労支援に特化した相談支援事業である、尾張東部就業・生活支援センターを開設した。そして、平成23年4月には、法人全事業所の新体系への移行が完了した。

事業拡大化の背景として、平成19年度の法人中長期計画の内容と結果を記述する。

- (1) 障害者自立支援法、新制度移行に向けての対応
 - ・平成23年度4月にひまわりの風が新制度へ移行し完了した。
- (2) 相談支援体制の整備
 - ・平成18年度から尾張旭市との委託契約により、ひまわり、くすの木にて相談支援事業を開始
 - ・平成21年度くすの木にて尾張東部就業・生活支援センターの受託
 - ・平成23年度杜の家にて地域療育等支援事業の受託
- (3) 専門性の向上を含めた、本部職員研修センターの設置
 - ・職員研修の定例化と事例検討研修会の実施
- (4) 法人本部機能の強化
 - ・平成21年9月ネットワークひまわり完成により、事務機能センター及び職員研修センターの稼働

以上のような計画実施について、5年を経過した現在、法人の目標として達成できた。そして、今後は法人の事業を理解、協力してこられた利用者・家族との関係が疎遠にならないよう、計画的な人事異動の実施や法人から家族向けへの情報発信を更に充実していくべきであると考え。また、中長計画期策定

に向けたプロセスの中に職員参加を確保し、将来ビジョンを描いていくようにすることで経営参加意識を向上させ、法人・事業所、職員、利用者・家族が一体となった体制で、利用者・家族のニーズや地域ニーズを汲み取るための方策を講じていくことが必要になってくる。今後、中長期計画策定への必要事項については、①法人すべての関係者への法人の持つ福祉ビジョン、法人の将来ビジョンの提示②国の障害者施策(障害者総合支援法)・高齢者介護施策の動向や地方自治体の障害福祉計画を踏まえての計画策定③必要な知識・情報の習得④十分な収支検証に基づく事業検討の実施である。

事業開始から20年以上が経過し、職員も200人近く配置し、福祉サービス事業に関する規模の拡大化は進行している。事業本部としては、施設長会において現状を把握し、経営安定化と事業継続の為の検討など基本課題を踏まえ、各事業所における現状と課題を整理し、細部にわたり検証することが重要となってくる。また、本部と各事業所の連携による効率化を推進し、計画に沿った事業の適正化を図るための重点課題を設定し、障害者福祉ニーズへの今後の法人事業計画の要とする。

4 計画の構成

(1) 本部計画

- ① 施設整備計画
- ② 職員配置計画
- ③ 職員給与の適正化
- ④ 重点項目と基本施策
- ⑤ 中長期資金及び収支見通し

(2) 施設計画

- ① 重点課題の明確化
- ② 重点課題について具体的目標の設定
- ③ 施設の現状と将来
- ④ 目標実現のための計画策定

5 計画の推進

(1) 事業計画の策定

本部中長期計画で定めた「重点項目と基本施策」のを基準として、具体的取り組みを各事業所において検討する。また、中長期計画に基づき、法人年間事業計画において重要課題を策定する。各施設年間事業計画では、施設内で年間事業計画を策定し、課題や目標を事業所間で共有し、年間事業計画工程表に具体的な取り組みを示す。

(2) 事業計画の実行

事業計画の実行に当たっては、課題を抽出し、各施設職員ひとりひとりが「課題について知り、何のために、どのように」取り組んでいくか、目標を共有し、組織として取り組むことが重要である。その上で、業務管理制度(DO-CAPシート)と有機的に結びつけ、組織や担当職員が主体的に取り組めるよう適切な役割分担を行う。

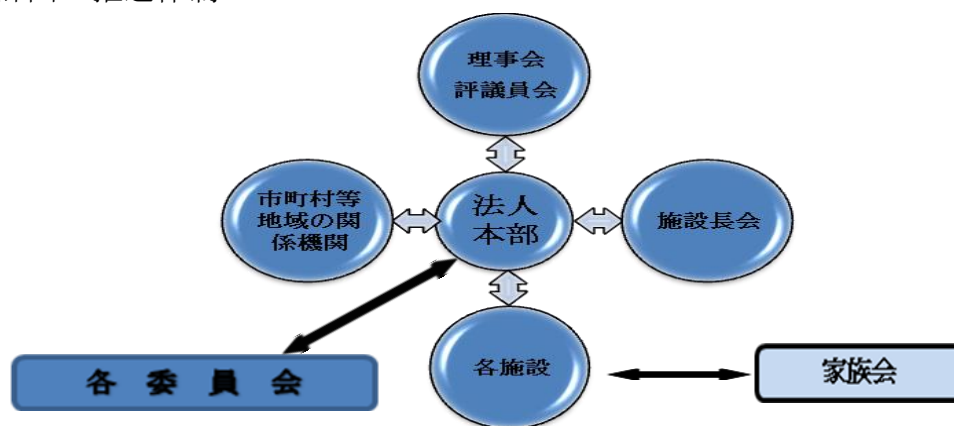
(3) 計画の進捗管理

主任、次長など、中心的な役割を担う職員に、計画の実施状況をマネジメントさせ、施設長は、適宜、報告・連絡を受け、適切な助言やフォローを行う。また、人事考課制度の面接を活用し、必ず計画の進捗状況を確認する。なお、法制度の変更など状況の変化が生じた場合は、施設長会にて中間報告を行い、事業計画の修正を行うこともある。

(4) 計画の評価

各年度の事業計画の達成状況の評価は、施設長が中心的な役割を担う職員との期末面接において進捗を集約し、施設長会にて評価を行い、その後、役員会にて最終評価を実施する。

(5) 計画の推進体制



[参考]

法 人 沿 革

年 月	内 容	地 域
平成 3年	社会福祉法人 ひまわり福祉会設立	尾張旭市
8月	知的障害者通所授産施設 ひまわり作業所開所	尾張旭市
4年4月	福祉ホーム 坂上の家開所（H18廃止）	瀬戸市
11年 4月	知的障害者入所更生施設 ひまわりの風開所	名古屋市
	身体障害者療護施設 杜の家開所	名古屋市
13年 4月	尾張旭市障害者デイサービスセンター（委託）開所	尾張旭市
18年 4月	グループホーム・ケアホーム ひまわりホーム開所	名古屋市
	身体障害者通所授産施設 くすの木苑開所	尾張旭市
	尾張旭市障害者相談支援事業（委託）開始	尾張旭市
18年 9月	グループホーム・ケアホーム ひまわりホームⅡ開所	尾張旭市
		尾張旭市
19年 4月	就労移行支援施設 くすの木開所（旧法 くすの木苑）	名古屋市
19年12月	グループホーム・ケアホーム 梅森ホーム開所	名古屋市
20年 4月	生活介護 杜の家開所（旧法 杜の家）	名古屋市
20年 4月	旭城レストハウス 開所	尾張旭市
20年 6月	グループホーム・ケアホーム 小池ホーム開所	名古屋市
21年 4月	尾張東部就業・生活支援センター 開所	尾張旭市
21年 4月	生活介護・就労継続（B型）支援施設 ひまわり開所	尾張旭市
22年 9月	ネットワークひまわり完成（事務機能センター）	名古屋市
22年 4月	杜の家 ミレット開所（25年8月に閉所）	名古屋市
22年 5月	さくらホーム 開所	名古屋市
23年 4月	障害者支援施設 ひまわりの風開所（新法移行）	名古屋市
23年11月	法人設立20周年記念シンポジウム開催	
24年 4月	指定特定計画相談支援・障害児相談支援開始（杜の家・ひまわりの風）	名古屋市
	生活介護 アトリエひまわり開所	尾張旭市
24年 7月	さつきホーム開所	名古屋市
25年 4月	水野ホーム開所	瀬戸市

[事業本部計画]

1 施設整備計画

(1) 基本的な考え方

- ① 安定的な事業運営継続のため、建物及び備品の経年による劣化に対する検討については、スケールメリットを最大限に生かすようにする。
- ② 利用者個人の尊厳を守り、生活の質を高める支援を実践するため、重度知的障がい者のグループホームを新設する。
- ③ 質の高い支援と効率的な経営を両立させるため、老朽化した、くすの木改築方針の検討については、地域ニーズの実情を把握し、ソフト・ハードの両面から検討を進めるようにする。
- ④ 施設整備に係る資金の創出については、法人本部にて施設整備のための準備資金を計画的に積み上げ、資金運用のための管理を行い、職員配置計画と職員給与の適正化の一体的推進に向け、施設整備等補助金を有効活用していくようにする。
- ⑤ 大規模修繕に向けては、専門家の助言を受けながら、検討を行うこと。
- ⑥ 管理職員及び他職員との一体的事業運営を推進するため、委員会を設置し、情報の共有や事業所間の連携を行う。
- ⑦ プライバシーを確保するという観点から、生活施設における完全個室化への検討を行う。

(2) 整備概要

年度	施設名	施設整備の概要	見込額 (単位：百万円)	備考
平成26年度	杜の家	空調設備・エレベータ 部品等の更新	56	
平成26年度	ひまわり 杜の家 ひまわりの風 くすの木	大規模修繕及び設備整 備、改築等専門家によ る検討	* 検討後見積	* 専門家参加
平成26年度	ひまわりの風 杜の家	高齢障がい者向け生活 住居の調査・検討	0	
平成26年度	ひまわり	建物補強等工事	2	
平成27年度	くすの木ホー ム(仮称)	グループホーム新設	76	
平成28年度	ひまわりの風	修繕計画に基づく工事 の実施	10	
平成30年度	ひまわり	大規模修繕	10	

(3) 各施設の整備計画

① ひまわり

ひまわりでは、平成4年の開所から20年以上経過したため、建物の老朽化のための大規模改修工事を検討、実施していく。平成20年度事業として、中庭に作業室を増築した際、同時に作業室、事務所、厨房機器、作業棟トイレなど内装改修工事を行った。しかしながら、空調及び外壁、屋根の防水など手つかずの状態である。平成26年度中に、専門家に相談しながら、大規模修繕についての検討を行う。そして、施設整備に必要な資金については、法人事業本部において計画的に財源を確保できるよう、検討を行う。

② くすの木

くすの木は、昭和57年4月に尾張旭市が身体障害者通所授産施設として開所し、平成18年度から当法人へ移管された。建物は30年が経過し老朽化し、これまで計画的な大規模修繕等が行われずにきたため、外壁のはがれ、室内の雨漏り、空調設備の老朽化など、施設改修の必要がある。また、利用者の増加による、多目的室（食堂）の狭さの問題など、今後、新たな利用者を受け入れていくためのスペースの確保や、活動に応じた作業室等の確保が必要である。以上のようなことより、改修より、全面改築の方が実効性の高い資源としての活用が期待されやすいため、検討を十分に行い、地域ニーズに合った事業所として改築する。

また、尾張旭地域で住民から要望の多い、グループホームについては、具体的な検討を重ね、尾張旭市の理解と協力により、現くすの木の敷地を分筆登記していただき、新築に向けた取り組みを具体的に実施していく。

改築及び、グループホームの新築のための、施設整備費については、法人事業本部を中心に、計画的に財源確保のための検討及び運営費補助金等の申請を行う。

③ 杜の家

杜の家は、開所して16年目を迎え、老朽化の進んだ建物及び備品について整備を検討し、実施していく。その際は、専門家の意見を取り入れながら、スケールメリットを生かした、資金利用を行うため、ひまわりの風と連携しながら大規模修繕を実施する。

⑤ ひまわりの風

ひまわりの風においては、開所して16年目を迎え、専門家の助言を受けながら大規模修繕の検討を行っていく。そのきっかけとなったのは、冬季のお湯の温度が上がらないことによる、ボイラーの増設。また、空調機器の突然の故障による修理費の増大と、特に多い酷暑、極寒時期での故障への不安。この2年こうした故障や、老朽化による通常生活への支障が表面化してきた

背景による。今後、スケールメリット生かしながら杜の家と連携しながら、資金計画を立て計画的に修繕を行うようにする。

高齢障がい者対策として、新たな生活住居の必要性が求められるなか、施設においては安全にケアできるような環境整備を実施していく。また、個々の障がい特性やニーズ等検討をしながら、必要な改修工事について、専門家及び支援員の実践的な意見も取り入れながら検討し実施する。

2 職員配置計画

(1) 基本的な考え方

- ① サービスの質の向上を目指し、支援等の充実を確保するため、適切な職員の配置であるかどうかを検討する。
- ② 働きやすい職場環境の構築を目指し、必要に応じ衛生管理者を配置し職員の負担軽減を図るよう推進する。
- ③ 利用者が安全に暮らし、職員が安心して働ける施設を目指し、サービス提供体制の充実を図るため、適切な支援体制、勤務体制を確保する。
- ④ 計画の推進に当たっては、職員確保を安定的に進めるとともに、法人研修を実施し職員育成を計画的に実施する。
- ⑤ 重度・高齢障がい者への対応については、職員配置基準及び人件費のバランスを考慮し、適正な職員配置の検討を行い、段階的に進める。
- ⑥ 施設整備計画の変更や、報酬改定や制度改定による収支状況による状況の変化を考慮しながら計画を進めていくようにする。

(2) 各施設の職員配置計画

- ① 各施設における、指定福祉サービス事業に係る人員換算基準に基づき配置していくとともに、退職などによる欠員が生じた場合は、速やかに補充する。また、年度当初に、職員採用計画を策定し、次年度以降の事業運営に支障をきたさないように計画的に行う。
- ③ 現行法上必要なサービス管理責任者などについては、サービスの質を確保するため、各事業ごとに必要なサービス管理責任者を配置しながらも、有能な職員で10年以上の実務経験者のあるものには、積極的に養成研修を受講させる。
- ③ 相談支援事業所については、相談支援従事者研修終了者を把握し、5年以内に再受講させ、資格が失効しないようにする。また、国家資格等を有し、更に5年以上の実務経験者などには、積極的に養成研修の受講機会を与えていくようにする。

3 職員給与の適正化

(1) 給与改定の考え方

現給与規程は、平成18年4月1日に定められ、福祉人材確保及び現職員の現給保障のために、地域や他の職種の給与規程を検証し、これまで数回改定してきたが、今後も3年に一回は、現状を見直し改定を実施する。なお、給与適正化については、職員配置計画と施設整備計画に基づく資金見直しとの整合を図りながら一体的に推進していくようにする。

(2) 今後の検討課題

① 給与決定のあり方

当法人の財務状況や他の民間社会福祉法人等の状況を含め勘案し、施設長会等で検討し決定していくが、職員に対しては、決定内容についての説明を行っていくこととする。

④ 勤務実績の給与への反映

これまで、業務管理シート（DO-CAPシート）により人事考課制度的な手法を取ってきたが、考課者が一定のレベルの評価やスキルを十分に身につけ、今後勤務実績を給与に反映させる制度が導入できるよう、検討を進めていく。なお、給与処遇への反映方法については、管理者が管轄職員との面談を行い、説明していくものとする。

4 重点項目と基本施策

第2期中長期計画では、最重要課題である施設整備計画、職員配置計画、職員給与の適正化の一体的推進に取り組むほか、計画のビジョンを示し、重点項目及び基本施策を定め、事業運営に取り組んでいくこととする。

基本目標（ビジョン）	重点項目	基本施策
利用者の笑顔あふれる支援と家族の安心、地域の信頼を得る福祉サービスの提供	多様化する個別ニーズへの対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集団から個別支援まで対応できる適正な職員配置 ・ 相談支援の充実とバックアップ体制 ・ 地域福祉ニーズへの対応（地域障害者福祉計画への参画等）
	人権の守られた、利用者の安全・安心の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時対応マニュアルの点検 ・ 事故防止のための対策強化 ・ 災害時等避難訓練の策定 ・ 虐待防止のためのマニュアル及びセルフチェック等の構築
	福祉サービスの質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個別支援計画の充実 ・ 高齢化等に伴う医療的ケアの実施体制の整備 ・ 個人情報の管理体制の充実 ・ 福祉サービス第三者評価の受審等
人を大切にし、互いに育ち、学び合う職場環境の確立	職員の確保と育成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員募集と職員採用試験の検討 ・ 職員研修の充実とOJTの充実

人を大切にし、互いに育ち、学び合う職場環境の確立	人事考課制度の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・目標連鎖による経営計画の推進 ・キャリアパス体制の確立と評価スキル向上による勤務実績に対する給与への反映 ・考課者のスキルアップ研修の実施 ・事例報告会の更なる実践検証と報告集作成
	働きがいを感じる職場の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・業務上の悩みや不安軽減のための相談体制、衛生管理体制の確立 ・年次有給休暇の取得促進 ・時間外労働、休日労働は必要最小限にとどめるための配慮をする ・メンタルヘルスケアの推進
	組織力の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理の徹底 ・事業所組織の在り方 ・監事監査及び内部監査の強化
透明性もち、コンプライアンスを重視しながら、効率性を追求したマネジメントの実践	経営マネジメントの向上	<ul style="list-style-type: none"> ・法人経営基盤の安定化と効率化への対応 ・本部組織の再編 ・本部の機能強化 ・各委員会の目的の明確化と組織化の再編 ・制度変更への対応 ・事務経理の効率化 ・報酬改定への対応 ・各種規程の整備 ・新たな事業展開の検討

[尾張旭圏域施設計画]

1 ひまわり（生活介護・就労移行・ひまわりホームⅡ・尾張旭市イサービスセンター）

(1) 施設の現状と将来

開所から20年以上が過ぎ、家族や保護者の願いは親亡き後の、利用者の生活である。短期入所を含めて尾張旭市には24時間対応型施設がなく、近隣市町の資源を利用しているのが現状である。2年程度のうちに障害の重い方のためのグループホーム建設を実施していくようにする。

尾張旭市内には精神障害者や特別支援学校（養護学校）卒業後地域で暮らしながら通える日中活動の資源が少ない現状がある。現在尾張旭市における特別支援学校及び特別支援学級に通学している児童の数は、中学部では約80名、小学部では約30名である。

平成24年4月に分場「アトリエひまわり」が開所した（定員10名）ものの、経営的には厳しい状況がある。送迎や工賃向上加算等の申請など収支悪化の改善に取り組んではいらぬものの運営上の問題解決を図る必要がある。

*尾張旭市第3期障がい者計画・障がい福祉計画～特別支援学校、特別支援学級通級者の推移より参照

(2) 重点課題の明確化

- ① 親亡き後の問題及び緊急時に対応できるサービスの創設
障がいの重い方のためのグループホーム及び短期入所施設の必要性
- ② 障がいの重度、軽度の差はあるが、今後不足する日中支援の場の確保
特に障がいの重い方の行き場の確保を目指す。
- ③ 20年経過した施設設備等の老朽化による大規模修繕が必要
- ④ 精神障害者を支援する場が少ない。

(3) 重点課題について具体的目標の設定

- ① 尾張旭市内の障がいの重い方のためのグループホーム（短期入所含む）の建設。
- ② 日中支援の場所の創設（生活介護事業の確保）。
- ③ 施設の大規模修繕計画の策定
- ④ 精神障がい者に対する日中支援の場所の創設（地域活動支援センター等の確保）。

(4) 目標実現のための計画の策定

- ①尾張旭地区の生活住居創設のためのくすの木との連携。（平成26年度～平成30年度）

- ② 尾張旭地区の要日中活動支援利用者、受け入れ体制構築のための、くすの木との連携。(平成26年度～平成30年度)
- ③ 大規模修繕の検討と実施(平成26年度～平成30年度)
- ④ 尾張旭地区における精神障がい者に対する、日中活動支援の為の新規事業の創設(平成26年度から平成30年度)

2 くすの木(就労移行・就労継続・生活介護)

(1) 施設の現状と将来

尾張旭市が昭和57年に建築し、平成18年に当法人に移管され、翌年身体障害者通所授産施設から新体系に移行した。これまで就労移行支援事業から就労継続支援B型、生活介護事業へと利用者のニーズに合わせて事業形態を多機能化してきたが、現状の建物では事業種別ごとのサービス提供が難しく、間仕切りなど工夫しながらの支援となっている。また、老朽化のため設備面の問題が表面化し始めている。今後、多様なニーズの利用者を受け入れていくには、設備的に難しいことが予想される。また、現多機能型事業所としても、多様化するニーズに沿うためのハード面での対応が求められている。

就労支援という事業の目的から、就職してしまっただ後の利用者の確保が難しく、施設のニーズにあった利用者を待っていたのでは利用者の減少につながってしまうという問題点がある。どのようなニーズにも対応できるような多機能型事業となるよう施設整備が必要である。

(2) 重点課題の明確化

- ① 地域や利用者の実態に応じた、計画的な事業展開を目指した、多機能型事業の見直しと今後の授産事業の見直し。
- ② 施設の老朽化に伴う、外壁のはがれや雨漏り、空調設備等の不具合など施設整備の必要性と備品等の整備。
- ③ 尾張旭地区における、生活住居創設のため、ひまわりと連携しながらグループホーム新設に向けて検討する。

(3) 重点課題について具体的目標の設定

- ① 地域における利用者ニーズの把握と今後の事業展開の検討
- ② くすの木の全面改築による施設整備の実施
- ③ 尾張旭地区グループホーム新設に向けた検討。

(4) 目標実現のための計画の策定

- ① 地域ニーズに応じた事業の検討のためのプロジェクトを立ち上げ、具体的な実効性ある事業展開を検討していく。(平成26年度～平成28年度)
- ② 全面改築にむけた、施設整備事業の計画及び資金計画を法人全体で検討し、実現に向けた展開を行う。(平成26年度～平成30年度)
- ③ くすの木敷地内に、尾張旭地区におけるグループホームの新設。(平成26年度～平成27年度)

[名古屋圏域施設計画]

1 杜の家（施設入所・生活介護・短期入所）

（1）施設の現状と将来

名古屋市の身体障がい者を支援する施設の中でも、特に重度障がいを持っている方への支援を開所以来実施してきた経緯があり、名古屋市をはじめ県内からご利用者が多く利用されている。また、施設の透明性、誰でも気軽に立ち寄れる施設であるように明るく笑顔の絶えない施設づくりに力を入れてきた。そのために、体力のある若い職員を配置し、明るく笑顔ある雰囲気作りを行ってきた。さらに、経験不足を補うために、援助技術の向上を目的とした研修の充実にも努めてきた。しかし、多様化する個別ニーズに対応していくにはOJTの強化が必要である。

今後さらに、入所利用者は高齢化に向かっており、制度の動向を見極めながらの展開が求められている。事業所の働く環境の整備を進めながら医療、高齢者福祉、障がい者福祉を総合的な視野を持ち地域に必要とされる事業所を目指していく。

23年度から始まった療育支援によりまた一つ施設の役割・機能の強化として広がりを見せている。

（2）重点課題の明確化

①利用者の高齢化

現在、杜の家のご利用者の高齢化が進んでいる。入所利用者60名中21名の方が60歳以上となり全体の35%を超えている（平成25年3月31日末現在）。平成25年3月末には65歳以上の方が14名となり全体の23.3%となる。5年後には全体の35%の方が65歳以上となることがわかっている。介護保険などを含めたライフスタイルの選択と提案ができるような準備が必要である。介護保険事業所との連携や事業所立ち上げ情報などの情報収集を行っていく一方で高齢化していく利用者の個別ニーズに対応できるような体制もノウハウも整理していく必要がある。

②喀痰吸引研修に対する対応

24年度に始まった介護職員等による喀痰吸引などの制度により医療行為が認定介護職員なども実施が可能となった反面、認定修了者でなければ医療行為が実施できなくなったとも言える。24年度終了時点で認定修了者が2名というのが現状である。

平成30年度までに第二号（不特定）研修修了者を現場全体の20%、第三号（特定）研修修了者を全体の50%を目標として早期に制度対応していく。安全に医行為が実施していけるような体制作りも同時に進めて行く。

③地域ニーズに対する対応

緊急時の短期入所依頼を医療行為などが理由で現在受けることができていない。

医療行為などが理由に受けることができていない緊急短期入所依頼に対する現場職員のスキル、医療機関との連携などの準備が必要。

④施設設備の改善

平成 11 年 4 月に開所し当施設も 14 年が経過し、送迎バス、特殊入浴設備、給湯ポンプ、厨房機器、ランドリー機器などの設備入れ替えを行ってきた。平成 25 年度以降にはさらにガスヒーポン、外周修繕など高額な設備改修が必要不可欠となっている。

施設設備改善リストをもとに重要性・必要度を検討しながら修繕計画を作成し計画的な実施を進めて行く。ただしコスト削減のために補助金などの手段を活用しながら実施していく。空調設備については優先度を高くして実施予定としていく。

⑤地域に根差した社会資源を目指す

社会福祉法人が株式会社や NPO に淘汰されていく時代に突入している。地域交流の機会が過去に比べると不足してきており、ボランティアの有効活用や災害対策など総合的に勘案した地域交流の場としての役割構築が必要である。

第 3 者勢力の有効活用を進めた業務整理。災害対策としての福祉避難所登録。また事業所近郊に多くの住宅地が立ち並び近隣との関係作りや柔軟な考えを持ち、地域で必要とされる障がい者支援の拠点としての位置づけ強化を進めて行く。

⑥心身の健康づくりの推進

職場環境をよりよくしていきながら、利用者、職員が共に生活できる職場になっていく必要がある。

利用者とその家族、職員、ボランティア、地域の人たちの健康を守りながら本当に支援を必要としている人々に何ができるのか考えていきたい。また透明性のある環境、虐待のない明るく、活気ある「場」の構築。

(3) 重点課題についての具体的目標設定

①介護保険事業所との連携を図る。高齢化のための支援体制作りを進める一方で、高齢者福祉制度に対するハード面の整備を法人内で検討。

②職員全体の 60%以上が認定修了者となるよう体制作りをしていく。

③医療機関との連携を図り現場の不安を軽減しながら体制整備を行っていく。

- ④施設設備改善リストを修繕計画へ。補助金の情報収集活用を継続。
- ⑤地域ニーズへの取り組み
 - ・ボランティアの活用を安定化させる。(平成 26 年度まで)
 - ・災害対策の整理を進めると同時に福祉避難所登録を行う。(平成 30 年度まで)
 - ・地域交流の機会の継続 (杜の家まつりの開催、高針まつりへの参加)、交流会や講習会などへの会場提供など近隣との関係作りを強化。
 - ・障がい児者支援の継続 (療育支援・福祉サービスの安定提供・養護学校卒業後支援など)
 - ・実習生、職場体験などの幅広い受け入れを行い杜の家の地域貢献の一つとして継続していく。
- ⑥人材育成と虐待防止対策
 - ・研修機会を継続的に生みだし研究大会への参加、法人内交換研修の実施、他事業所派遣、座学、体験型研修への参加) により幅広い経験ができる研修を実施
 - ・生活介護の充実 (通所・入所) のための体制強化
 - ・マニュアルの整理によるサービス提供の平準化を進めるとともにキャリアパス制度の構築と連携し役職ごとの業務の明確化 (平成 30 年度まで)
 - ・個別支援計画の充実を図るために研修の実施と利用者聞き取りの場を設けアセスメントの精度を向上させる。(アセスメント聞き取り 年 1 回)
 - ・「心のポスト」の設置、虐待対策委員会を中心に産業医との連携を図りながら虐待防止のための体制整備を行っていく。

(4) 目標実現のための計画の策定

- ①高齢者施設との連携と共同生活介護等の建設の検討 (平成 26 年度～平成 30 年度)
- ②喀痰吸引研修への派遣と安全面 (平成 26 年度～平成 30 年度)
- ③受け入れのガイドラインの作成 (平成 26 年度～平成 30 年度)
- ④空調設備の更新 (平成 26 年度～平成 27 年度)
- ⑤修繕計画の策定 (平成 26 年度)
- ⑥福祉避難所登録 (平成 26 年度～平成 30 年度)
- ⑦利用者支援のサービスの質の向上への取り組み (平成 26 年度～平成 30 年度)
- ⑧地域ニーズへの対応 (平成 26 年度～平成 30 年度)

2 ひまわりの風（施設入所・生活介護・就労移行・短期入所・ひまわりホーム）

（1）施設の現状と将来

平成24年度のひまわりの風利用者、年齢統計によると、40歳以上の方が38人で全体の76%を占めている。昨年の事故報告の重大事故は、転倒による裂傷が多く、ご本人の体調や活動場面や移動など車椅子による対応も目立ってきている。また、感染症に対する感染後の対応のみならず、予防に係る、免疫力の向上や基礎的体力の向上、活動プログラムの見直し等これまでの知的障害者に対するひまわりの風的な支援では難しい側面ができてい

る。
ひまわりホームでは、グループホーム・ケアホームとして当初ひまわりの風の利用者の地域生活移行推進のための資源としての機能を持っていた。そのため、名古屋市の協力のもと公営住宅を賃貸契約し、地域生活支援が開始された。以後地域ニーズに対応しながら、平成24年7月に5つのユニットが稼働し、利用者20名が地域で支援を受けながら暮らしている。

① 利用者の高齢化

身体的な機能低下が顕著になってきた方には、快適な生活を送るためのハード面での対応が必要である。支援の面での方法などソフト面での対応のため、高齢障害者支援の在り方が必要である。特に個別的なケアが必要な方が増加し、50名の入所者と8名の短期入所者に対する、夜間2名体制では困難さを感じている。

② 支援体制の充実と人材不足

支援経験3年以下の職員が多く、特定の職員に対する業務の量が増大している。職員退職等による補充がない場合、業務内容も利用者活動も限定的になっている。また、日中支援の部分と夜間支援の部分でのメリハリがつけにくく、連続して日中のみを専門に対応する職員がいない為日中の活動の組み立てが難しいと感じている。こうしたことから、現場におけるリスクは非常に高く、過去の事故及び訴訟へと発展していかないようにするための方策が必要である。

③ 施設設備の老朽化

平成11年4月に開所した当施設も15年を経過し、これまで、ボイラーの増設・修理、厨房機器の一部入れ替え、ランドリー備品の買い換え、生活備品の一部買い替え（ベッド等）をおこなってきた。大きなものは数百万円する備品もある。空調設備も修理部品が生産打ち切りとなり、高額な修理代が発生してきている現状がある。今後、屋根の防水、エアコン、各種設備機械、電気設備など部品の交換、修理、新規買い換え時期を迎えることとなる。

- ④ 高齢障がい者への食に関する検討
食事面においては、咀嚼力の低下や嚥下機能の低下などによる、特別食が増えてきている。骨粗鬆症や貧血症などへ対応していくための献立の立て方を検討していく。
- ⑤ 実践現場と事務の連携強化
対外的な情報の第一報は、事務部門に入るような業務形態から、事務方には、経理のみならず、電話の応対、接客、施設設備管理など多岐にわたり煩雑な業務を担当している。業務運営上、情報の初発信部所としての自覚と支援とのスムーズな連携を今後も行っていく。また、実践現場職員も必要に応じ設備等の不具合など直接情報交換を行い、行き違いのないような体制を確保する。

(2) 重点課題の明確化

施設から地域生活移行という国策のもと、施設入所支援は自立支援法のもと翻弄されてきた。障害程度区分による、障害福祉サービス利用の限定によりグループホーム等へ打つ行を余儀なくされた利用者もいる。現法制下に特化した将来構想は危険（度重なる制度変更のため）であるものの、現状を見すえたうえで、ひまわりの風の課題を抽出する。

- ① 設備整備を目的とした資金積み立て
先の現状から、今後施設・設備の多額な修繕費用、購入費用が必要になる。
- ② 高齢化への対策
身体機能低下に伴う、浴槽やトイレなど生活環境の整備。完全個室対応によるプライバシーの確保。また、救命処置や誤嚥性肺炎対策など高齢障害者の健康管理体制の構築。
- ③ 地域ニーズへの対応
緊急時に地域の障害者が、安心・安全に、生活支援が受けられるような体制の継続と、地域福祉の増進に寄与する。
- ④ 人材育成
入所利用者のニーズの変化に対応できる、個別支援計画の充実と介護技術の標準化と個別対応のスキルアップ。
- ⑤ 介護保険制度の学習
現在の障がい者福祉の動向を知るには、10年先を進んでいる介護保険制度をみると理解できるというように、障害分野も高齢者分野へと進んでいる為、介護保険制度を理解する必要がある。また、利用者自身高齢化に進むため制度のみならず運営面も学ぶ必要がある、今後高齢者ネットワークへの参入を目指す。
- ⑥ グループホームの安定化経営
5か所のユニットの安定的経営に向けた取り組み。

(3) 重点課題について具体的目標の設定

- ① 大規模修繕計画の策定と資金準備（建物の再取得資金の確保も含む）。
- ② 高齢障がい者が安心・安全に暮らすため、生活支援分野、医療分野、栄養分野の連携体制と生活環境の充実を目指した全居室の個室化。
- ③ 生活介護事業（日中支援）の充実と専属支援員の育成と夜間職員体制の強化。
- ④ 地域福祉ニーズの把握及び、施設管理者・本人又は家族・職員とでプロジェクトチームを作り新規事業を策定する。
- ⑤ 知的障がい者に対する専門性の高いサービス提供のための更なる人材育成の充実。
- ⑥ マニュアルによる業務の標準化と、役職ごとの業務の明確化（法人のキャリアパスと連動）。
- ⑦ 高齢障がい者に特化した新たな生活基盤の必要性の模索。
- ⑧ グループホーム・ケアホームの更なる設置。

(4) 目標実現のための計画の策定

- ① 大規模修繕計画の策定。（平成26年度）
- ② 空調設備の更新。（平成26年～平成28年度）
- ③ 一階作業室の改修。（平成26年度～平成28年年度）
- ④ 大規模修繕のための資金積み立て。（平成26年～平成30年度）
- ⑤ 知的障がい者に対する専門性を高めるための内部研修の構築。
（平成26年～平成28年度）
- ⑥ 高齢障がい者への支援の在り方等、福祉サービスの質の向上への取り組み
（平成26年度～平成30年度）
- ⑦ 地域ニーズへの対応（平成26年度～平成30年度）
- ⑧ 高齢障がい者のニーズに特化した対策検討（平成26年～平成28）

〔 相談支援事業 〕

1 ひまわり・くすの木・杜の家・ひまわりの風

(1) 事業現状と将来

平成24年度から施行された相談支援事業は、児童から成人まで関係する事業である。事業種別に分類すると、「地域相談支援」「計画相談支援」「障害児相談支援」と3つに分けることができる。当法人では、尾張旭市では、委託相談支援事業として、平成18年から事業として開始され現在に至っている。今回の相談支援事業は、市町村事業だけではなく、福祉サービス事業としての位置づけとなる。

名古屋圏域では、杜の家、ひまわりの風において、計画相談支援を開始し、名古屋市の運営費補助金支給の条件として、児童を含めた計画相談支援が開始されている。平成24年度の策定期において、地域相談支援は実施しない方向で決定した。

尾張旭圏域では、一般相談の委託事業と名古屋圏域と同様の計画相談支援が実施されている。更に計画相談支援について説明すると、福祉サービスを利用するには、計画相談において、ケアプランを作成し、申請しなければサービスを利用できなくなってしまう。平成27年4月からは、完全にこうした制度に移行していく。

(2) 重点課題の明確化

尾張旭圏域、名古屋圏域それぞれ、運営費補助金と実績に応じた給付費によって運営を行っている。この事業は、資格要件や経験等が重視され、地域おけるネットワークの構築及び地域自立支援協議会との連携などが要求され、実務経験の豊富な人材が求められ、人件費が高い傾向になっている。しかし、現報酬単価における、単独での事業展開は厳しい状況にある。

(3) 重点課題について具体的目標の設定

- ① 相談支援から見えてくる、地域ニーズへの対応
- ② 個別に計画されるサービス利用計画の質の向上
- ③ 地域ネットワークの構築と連携強化
- ④ 資金確保のための行政への要望

(4) 目標実現のための計画の策定

- ① 相談支援事業体制の構築と安定化に向けた効率的運営の検討。
(平成26年度～平成30年度)
- ② 相談支援専門員の研修参加によるスキル強化
(平成26年～平成30年度)
- ③ 相談支援従事者研修受講による専門員の増員
(平成26年度～平成30年度)

[障害者就業・生活支援センター]

1 アクト

(1) 事業現状と将来

平成21年3月末に指定が決定し、4月から事業を開始し4年が経過した。この事業の目的は、尾張東部圏域（尾張旭市、瀬戸市、長久手市、日進市、東郷町、豊明市）及び名古屋市（名東区、守山区）在住の障がい者の職業生活における自立支援を図る為に、関係機関のネットワークを形成し、就業面及び生活面で一体的に支援を行うことを目的として、くすの木に併設された。

現在（平成26年2月末）の登録者数は、580名を超え、これまで195名（平成26年3月初）の方を就労に繋げることができた。相談件数は、年々増加している。

今後、障害者雇用促進法の改正による法定雇用率が1.8%から2.0%上がり、会社からの問い合わせや、就職希望者は増えてくることが予想される。当事業所の管轄エリアは、非常に広く、また人口も多い圏域ということもあり、配置人員の増員など対策が必要であると考えます。

(2) 重点課題の明確化

- ① 広範囲なエリアで対象圏域人口約80万人を就労支援担当4名、生活支援担当1名での効率的な支援体制を確立していく。
- ② A型事業所の増加により8時間就労よりA型を希望する人が増加している。
- ④ 特別支援学校からの定着支援依頼の増加。
- ⑤ 困難ケース（虐待・ネグレクト・触法）への対応。
- ⑥ 各機関との連携を強化していく。
- ⑦ 専門性の向上のための研修の強化。
- ⑧ 精神ケースの重積（社会資源が少なく長期継続的な支援が必要）。
- ⑨ 職員増加に伴う、活動拠点である事務所の移転の検討。

(3) 重点課題についての具体的目標の設定

- ① 特別支援学校との連絡会議を実施し問題抽出を行う。
- ② 対象人口の多い東職安との連携強化。
- ③ 各相談支援センターとの連携や支援役割の整理。
- ④ 実践及び研修等での援助技術向上。
- ⑤ 企業及び事業所等への、センターとの連携等業務内容の啓発及び定着支援。

(4) 目標実現のための計画（平成26年度～平成30年度）

- ① 連絡会議では就労移行支援、精神障害と新たに特別支援学校の会議を行う。
- ② 東職安にて定期相談の実施（月2回）。
- ③ 連絡会議等での情報共有と課題・役割の整理。
- ④ 研修会等への参加。
- ⑤ 企業や事業所の開拓。
- ⑥ 就労定着支援担当職員等の増員による、支援体制強化。（平成26年度）

[中長期資金及び収支見通し]

中 長 期 資 金 計 算 書 (試 算)						
区 分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
収入	就労支援事業収入	32,500,000	32,500,000	32,500,000	32,500,000	32,500,000
	障害福祉サービス等事業収入	1,128,200,000	1,128,200,000	1,128,200,000	1,128,200,000	1,128,200,000
	寄付金収入	800,000	800,000	800,000	800,000	800,000
	受取利息配当金	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000
	その他の収入	13,380,000	13,380,000	13,380,000	13,380,000	13,380,000
	事業活動収入計	1,174,920,000	1,174,920,000	1,174,920,000	1,174,920,000	1,174,920,000
支出	人件費支出	857,800,000	857,800,000	857,800,000	857,800,000	857,800,000
	事業費支出	158,770,000	158,770,000	158,770,000	158,770,000	158,770,000
	事務費支出	82,250,000	82,250,000	82,250,000	82,250,000	82,250,000
	就労支援事業支出	27,900,000	27,900,000	27,900,000	27,900,000	27,900,000
	支払利息支出	2,700,000	2,700,000	2,700,000	2,700,000	2,700,000
	事業活動支出計	1,129,420,000	1,129,420,000	1,129,420,000	1,129,420,000	1,129,420,000
収支差額		45,500,000	45,500,000	45,500,000	45,500,000	45,500,000
支出	大規模修繕等 ①	59,000,000	0	0	0	10,000,000
資金	建設積立金	35,000,000				10,000,000
	運営費補助金	24,000,000				
支出	グループホーム整備費②	76,000,000				
資金	補助金	32,200,000				
	医療機構借入金	37,000,000				
	自己負担金	6,800,000				
支出	建物修繕 ③	2,000,000			20,000,000	
資金	修繕費	2,000,000			20,000,000	

* 平成27年度4月以降の報酬改定に伴い試算の見直しを行う。(平成27年3月実施)

[①～③支出の説明]

- ① 平成26年度、杜の家における、空調設備の更新、エレベータ部品の交換、外構の整備等を実施。運営費については国への申請で、支給決定されなくても空調設備は実施。平成30年度、ひまわりにおける、大規模修繕実施予定。
- ② 平成26年度、くすの木ホーム(仮称)設立資金。平成27年4月開所予定
- ③ 平成26年度、ひまわり建物修繕工事を実施。平成27年度、大規模修繕計画の実施。ひまわりの風建物修繕、厨房設備(省エネ化)、エレベーターの更新等。

社会福祉法人 ひまわり福祉会

中長期計画策定委員会委員

堀 光明（ひまわり主任）

松永里美（くすの木）

黒木 佑（ひまわりの風）

野田 剛（杜の家主任）

榎本博文（ひまわりの風総括管理者）

社会福祉法人 ひまわり福祉会

第2期 中長期計画（平成26年度～平成30年度）

発行日 平成26年4月1日

発行者 社会福祉法人 ひまわり福祉会
理事長 谷口 紀樹

[事業本部]

名古屋市名東区梅森坂3-3607

ネットワークひまわり

TEL 052-709-3871